市施設放射線測定に係る対応について(案)

1 目 的

6月に実施した施設の追跡調査及び、局所的に放射線量が高いと思われる箇 所(いわゆる「ホットスポット」)について、抽出調査を実施するものです。

2 測定施設

6月に実施した447施設について実施します。

(内訳)保育園及び幼稚園計 2 4 0 施設
計 1 1 3 施設
中学校
高校
特別支援学校
公園計 5 1 施設
計 5 施設
計 3 5 施設

合計 447施設

- 3 測定箇所
- (1) 6月に測定した箇所と同一箇所
 - ・校庭等の中央 地上100cm及び5cmの高さ
 - ・砂場 地上5cmの高さ
- (2)上記以外で、施設長が子供の生活動線を考慮し、測定が必要と考える箇所 について、それぞれ地上5cmの高さ

《保育園及び幼稚園》

雨樋の下、側溝、遊具下、雑草地及びその他の中から指定した箇所 《学 校》

雨樋の下、側溝、校庭隅の吹き溜り、雑草地及びその他の中から指定 した箇所

《公園》

遊具下、植栽地、排水口など

4 測定回数

同一箇所3回とします。

5 実施者

区役所を主体に関係局が連携して実施します。

(内訳) 区役所 ・・・こども支援室、道路公園センター等 関係局 ・・・総務局、こども本部、環境局、建設緑政局、消防局、 教育委員会等

- ※ 測定器は各区に2台を配置します。
- 6 今後のスケジュール (予定)

10月25日 (火)・・・・・・・・・・市長記者会見にて公表 26日 (水) 以降・・・・・・・・順次、測定開始